

法定点検に関する法令改正について

この製品は、消費生活用製品安全法(消安法)により特定保守製品※1に指定されていましたが、令和3年8月1日施行の法令改正を受け、特定保守製品の指定対象から除外されることになりました。※2

※1 経年劣化により安全上支障が生じ、一般消費者の生命又は身体に対して重大な危害を及ぼすおそれが多いと認められる製品であって、使用状況等からみてその適切な保守を促進することが適当なものとして法令で定められている製品をいいます。所有者登録を行うと特定製造事業者等より点検時期が近づく頃に点検の案内が送られてきますので、同法により創設された「長期使用製品安全点検制度」により行う法定点検を受けることが求められていました。

※2 関係法令の技術基準の強化や業界の自主的な取組み等、経年劣化対策の措置により指定された時点と比較して事故率が大きく低下したことにより除外されました。

●法令改正の概要

- 改正前に特定保守製品に指定されていた製品の所有者様には、「長期使用製品安全点検制度」により行う法定点検を受けることが求められていましたが、改正により対象から除外されることになりました。

●法令改正後の製品仕様について

- メーカーは、法令改正後当面は改正からの期間が短いこともあり、改正前と同じ製品仕様にて、生産・販売を行うことができます。
そのため製品および製品に付属している取扱説明書、所有者票などは、改正前の内容が記載されている場合があります。
お客様にはご不便をおかけし誠に恐縮ではございますが、法令に係る表示箇所につきましては、対象から除外となりますことをご了承いただきたく、よろしくお願い申し上げます。

●所有者登録について

- 製品に付属している「所有者票」は、そのままご利用いただくことができます。
ご記入いただき、郵便ポストにご投函いただくことで、従来と同様に所有者登録を行い、点検時期が近づく頃にあんしん点検のご案内を送付させていただきます。

●あんしん点検の実施

- 経年劣化に起因する製品事故を防止するために、所有者様が引き続き点検をご希望の場合は、メーカーにお申し込みいただきますと、法定点検と同じ基準で行う「あんしん点検（有料）」※3を実施させていただきます。

※3 （一社）日本ガス石油機器工業会が法定点検に準じて定めた基準に基づき、メーカーが行う点検をいいます。

●詳しくは、各社のホームページをご参照ください。

特定保守製品ラベル（例）

特定保守製品	
特定製造事業者等	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
製造年月	〇〇〇〇年××月
製品名	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
設計標準使用期間	10年
点検期間	〇〇〇〇年××月～〇〇〇〇年××月
問い合わせ先	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

「特定製造事業者等名」に記載されている会社がメーカーとなります。